

第8章 誘導施設の検討

8-1 誘導すべき機能（誘導施設）整備方針の検討

誘導施設とは、生活利便性の向上を図るために維持・誘導を目指していく施設のことであり、都市機能誘導区域ごとに定めるものです。一般的には、行政、介護・福祉、子育て支援、商業、医療、金融、教育・文化といった機能を有する施設が考えられます。

< 誘導施設の考え方 >

都市機能誘導区域へ立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下、誘導施設）は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設という観点から、

- ・病院・診療所の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する町役場等の行政施設

などを定めることが考えられる。

出典：国土交通省都市計画運用指針

また、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局）」において、拠点類型ごとに想定される機能イメージを次のとおり示しており、これらを参照し、本町における誘導すべき都市機能を独自に設定します。

表 拠点類型ごとに想定される機能イメージ

機能分類	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護・福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育園、こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育・文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育・文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、公民館
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積、ドラッグストア 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局

出典：「立地適正化計画作成の手引き」を参考に作成

本町における誘導すべき機能（誘導施設）整備方針を次のとおりに設定します。

表 誘導施設の整備方針

機能分類	整備（誘導）の方針	誘導施設
行政機能	◆町役場庁舎は、現在の機能を恒久的に維持していく。	○支所 ・地方自治法第155条第1項に規定する施設
介護・福祉機能	◆高齢者や障害者等の生きがい、豊かな生活に寄与する施設として立地を誘導する。 ◆公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。 ◆医療や子育て施設などの関連する他機能との連携に配慮した立地とする。	○介護サービス施設 ・老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム ・老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター ・介護保険法第8条20項に規定する「認知症対応型共同生活介護」を行う施設 ○老人福祉施設 ・老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム ○障害者福祉施設 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設（通所及び居住、宿泊を伴わない施設を除く）及び同条第11項に規定する障害者支援施設 ・児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う施設（通所を伴わない施設を除く）
子育て機能	◆子育て世代を支援する機能を有する施設として立地を誘導する。 ◆公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。 ◆認定こども園などの同種機能との連携に配慮した立地とする。	○保育所 ・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 ○地域子育て支援センター ・母子保健法第22条第2項に規定する施設 ○地域子育て支援施設 ・児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設 ○認定こども園 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設 ○幼稚園 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園
教育・文化機能	◆学生や来訪者等を対象とした文化的な機能を有する施設の立地を誘導する。	○図書館 ・図書館法第2条第1項に規定する図書館

<p>商業機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の生活利便性や来訪者へのサービス、本町内への雇用創出などに寄与する機能として立地を誘導する。 ◆町民の生活の中心となる中心部において、集約の機能特性に見合った業種業態の施設を誘導する。 ◆馬肉、青森シャモロック、あおもり倉石牛、与助の牛、地酒、アウトドア用品、伝統工芸品等の地場産品を販売する店舗の中心部への立地を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパーマーケット <ul style="list-style-type: none"> ・食料品の販売額が全体の70%以上で、売場面積が250㎡以上のセルフサービス方式の販売店（商業統計における食料品スーパーの業態分類） ○ドラッグストア <ul style="list-style-type: none"> ・主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式で小売りする販売店（商業統計におけるドラッグストアの業態分類） ○コンビニエンスストア <ul style="list-style-type: none"> ・飲食物品を扱い、売り場面積30㎡以上250㎡未満で、営業時間が1日で14時間以上のセルフサービス方式の販売店（商業統計におけるコンビニエンスストアの業態分類）
<p>医療機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の健康維持等に必要な施設である診療所を誘導施設として維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○診療所 <ul style="list-style-type: none"> ・医療法第1条の5第2項に規定する診療所
<p>金融機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆町民の生活に必要なサービス機能であるが、地方銀行などの金融機関が市街地内に立地し、市街地内をほぼカバーしていることから、現存する施設の維持に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第2条第1項に規定する銀行 ・信用金庫法第4条に規定する免許を受けて事業を行う信用金庫 ・労働金庫法第6条に規定する免許を受けて事業を行う労働金庫 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する信用協同組合 ・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局（簡易郵便局法第7条第2項により日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局とみなされる簡易郵便局を除く） ・農業協同組合法に規定する農業協同組（同法第10条第1項第2号及び第3号に規定する事業を行う施設に限る）